



平成 28 年 5 月 27 日

各位

会社名 株式会社愛媛銀行
代表者名 代表取締役頭取 本田 元広
(コード番号：8541 東証第一部)
問い合わせ先 企画広報部長 坪内 宗士
電話 089-933-1111 (代)

単元株式数の変更および株式の併合について

当行は、本日開催の取締役会において、平成 28 年 6 月 29 日開催予定の第 112 期定時株主総会（以下、「本定時株主総会」といいます。）に単元株式数の変更及び株式併合について付議することを決議致しましたのでお知らせ致します。

記

1. 単元株式数の変更

(1) 変更の理由

全国証券取引所は、投資家をはじめとする市場利用者の利便性の向上等を目的として、平成 30 年 10 月までに国内上場会社の普通株式の売買単位（単元株式数）を 100 株に統一する「売買単位の集約に向けた行動計画」を推進しております。当行はかかる趣旨を踏まえ、本年 10 月 1 日をもって、当社の単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更することと致しました。

(2) 変更の内容

単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更致します。

(3) 変更の条件

この定款の一部変更は、下記 2. に記載の株式の併合に関する議案が本定時株主総会において可決されることを条件に、平成 28 年 10 月 1 日をもってその効力が生じることとしております。

2. 株式の併合

(1) 併合の目的

上記 1. に記載のとおり、単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更するにあたり、証券取引所が望ましいとしている投資単位の水準（5 万円以上 50 万円未満）を維持

するとともに、当行株式に対し、より投資しやすい環境を整えることを目的として、株式併合（5株を1株に併合）を実施するものです。

なお、発行可能株式総数については、株式併合の割合に応じて、現行の5億株から1億株に変更することと致します。

(2) 併合の内容

- ① 併合する株式の種類 普通株式
- ② 併合の割合 平成28年10月1日をもって、同年9月30日の最終の株主名簿に記録された株主様ご所有の株式について、5株を1株の割合で併合致します。
- ③ 併合後の発行可能株式総数 1億株（併合前：5億株）
- ④ 併合により減少する株式数

併合前の発行済株式総数（平成28年3月31日現在）	178,121,459株
併合により減少する株式の数（注）	142,497,168株
併合後の発行済株式総数（注）	35,624,291株

（注）上記「併合により減少する株式数」及び「併合後の発行済株式総数」は、上記「併合前の発行済株式総数」に合併比率を乗じて算出した理論値です。

なお、平成28年3月31日現在で発行済みの優先株式はございません。

- ⑤ 併合により減少する株主数

平成28年3月31日現在の株主名簿に基づく株主構成は、次のとおりです。

保有株式数	株主数（割合）	所有株式数（割合）
5株未満	399名（4.25%）	547株（0.00%）
5株以上	8,994名（95.75%）	178,120,912株（100.00%）
合計	9,393名（100.00%）	178,121,459株（100.00%）

本株式併合を行った場合、保有株式数が5株未満の株主様399名（平成28年3月31日現在、その所有株式の合計は547株）が株主たる地位を失うこととなります。

- ⑥ 転換社債型新株予約権付社債の権利行使価格の調整

株式併合に伴い、当社発行の転換社債型新株予約権付社債の1株あたりの権利行使価格を、平成28年10月1日以降、次のとおり調整いたします。

銘柄	調整前権利行使価額	調整後権利行使価額
株式会社愛媛銀行 120%コール オプション条項付第1回無担保 新株予約権付社債(劣後特約付)	237円	1,185円

- ⑦ 1株未満の端数が生じる場合の処理

本株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合には、会社法第235条の定めに従い、当行が一括して売却し、その売却代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて分配致します。

(3) 併合の条件

本定時株主総会において、本株式併合に関する議案が可決されることを条件に、平成28年10月1日をもってその効力が生じることと致します。

3. 主要日程

平成28年5月27日	取締役会
平成28年6月29日(予定)	第112期定時株主総会
平成28年10月1日(予定)	単元株式数の変更及び株式の併合並びに定款の一部変更の効力発生日

(参考) 上記のとおり、単元株式数の変更及び株式の併合の効力発生日は平成28年10月1日を予定しておりますが、株式の振替手続との関係上、各証券取引所における株主の皆様による当社株式の売買は、同年9月28日以降、これらの効力発生を前提とする売買単位(併合後の100株)にて行われることとなります。

4. その他

本日別途、「定款の一部変更について」を開示しております。

以上

添付資料

【別紙】単元株式数の変更及び株式の併合についてのQ&A

【別紙】 単元株式数の変更及び株式の併合についての Q&A

Q 1. 株式併合、単元株式数の変更とはどのようなことですか。

A 1. 株式併合とは、複数の株式をあわせて、それより少ない株式とするものです。

今回、当行では、5 株を 1 株に併合することを予定しております。

また、単元株式数とは、株主総会の議決権の単位となる株式数のことであり、証券取引所で株式の売買単位として用いられている株式数のことです。現在、当行の 1 単元の株式数は 1,000 株ですが、これを 100 株に変更するのが今回の単元株式数の変更です。

Q 2. 単元株式数変更と株式併合の目的は何ですか。

A 2. 全国証券取引所は、投資家をはじめとする市場利用者の利便性向上等を目的に、国内上場会社の普通株式の売買単位（単元株式数）を 100 株に統一する「売買単位の集約に向けた行動計画」を推進しております。当行は、かかる趣旨を踏まえ、平成 28 年 10 月 1 日をもって、当行の単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更することと致しました。

一方、証券取引所は、投資家にとって望ましい投資単位（1 売買単位あたりの価格）を 5 万円以上 50 万円未満としており、単に当行株式の単元株式数を 100 株に変更しますと、現状の株価水準からみて、望ましい投資単位とはならない可能性があることや、当行株式に対し、より投資しやすい環境を整える目的から、併せて 5 株を 1 株に株式併合することを予定しております。

Q 3. 株式併合は資産価値に影響を与えないのですか。

A 3. 株式併合の前後で、会社の資産や資本に変わりはありませんので、株式市況の動向等、他の要因を別にすれば、理論上、株主様ご所有の株式の資産価値に変動はありません。

株式併合後においては、ご所有の株式数が 5 分の 1 となる一方で、1 株あたりの純資産が 5 倍となるからです。また、株式併合後の株価についても、理論上は、併合前の 5 倍となります。

【株式併合前後での株式数・資産価値イメージ（株式市場の変動等の他要因を除く）】

株式併合前			⇒	株式併合後		
株式数	1 株あたり 純資産額	資産価値		株式数	1 株あたり 純資産額	資産価値
1,000 株	500 円	500,000 円		200 株	2,500 円	500,000 円

Q 4. 所有株式数と議決権数はどうなりますか。

A 4.

【所有株式数について】

各株主様の株式併合後の所有株式数は、平成 28 年 9 月 30 日の最終名簿に記録された株式数に 5 分の 1 を乗じた数(1 に満たない端数がある場合には、これを切り捨てます)となります。

証券会社等に株主様が開設されている口座に記録されている当社株式の数は、平成 28 年 10 月 1 日付で、株式併合後の株式数に変更されます。

なお、株式併合の結果、1 に満たない端数が生じた場合には、当行が一括して売却し、その売却代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて分配致します。

【議決権数について】

株式併合によって、各株主様の所有株式数は 5 分の 1 となりますが、あわせて単元株主数の変更(1,000 株から 100 株への変更)を行うため、各株主様の議決権数は 2 倍となります。

Q 5. 株主は何か手続きをしなければならないのですか。

A 5. 特段のお手続きの必要はございません。

Q 6. 1 株未満の端数が生じないようにする方法はありますか。

A 6. 株式併合の効力発生前に、単元未満株式の買い増し又は買い取りをご請求いただくことにより、1 株未満の端数が生じないようにすることも可能です。

なお、単元未満株式の買い増し・買い取りのお申し出は、お取引の証券会社において受け付けております。証券会社に口座を作られていない株主様は、後記株主名簿管理人までお問い合わせください。

Q 7. 株式併合により所有株式が減ると、受取ることができる配当金は減りませんか。

A 7. ご所有株式数は 5 分の 1 となりますが、株式併合の効力発生後にあっては、株式併合後の割合(5 株を 1 株に併合)を勘案して 1 株当たりの配当金を設定させていただく予定です。業績の変動など他の要因を除けば、株式併合を理由にお受け取りになられる配当金の総額が変動することはありません。ただし、株式併合により生じた端数株式につきましては、当該端数株式に係る配当は生じません。

なお、端数株式につきましては Q 4. に記載のとおり、端数株式処分代金をお支払い致します。

Q 8. 今後の具体的なスケジュールを教えてください。

A 8. 次のとおりを予定しております。

平成 28 年 6 月 29 日 定時株主総会決議日

平成 28 年 9 月 28 日	当社株式の売買単位が 100 株に変更
平成 28 年 10 月 1 日	単元株式数変更及び株式併合の効力発生日
平成 28 年 11 月上旬	株主様へ株式併合割当通知発送
平成 28 年 12 月上旬	端数処分代金の支払開始

【お問い合わせ先】

単元株式数の変更及び株式併合に関しご不明な点は、お取引のある証券会社又は下記株主名簿管理人までお問い合わせください。

東京都杉並区和泉 2 丁目 8 番 4 号
三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
電話番号：0120-782-031（フリーダイヤル）
受付時間：9：00～17：00（土・日・祝祭日を除く）

以 上